



平成 25 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名	ニ チ ア ス 株 式 会 社
代 表 者	代表取締役社長 矢 野 邦 彦
コード番号	5 3 9 3 (東証 第一部)
問 合 せ 先	取締役 執行役員 富田 雅行 管理本部長
電 話 番 号	(0 3) 3 4 3 3 - 7 2 5 1
(URL)	(http://www.nichias.co.jp)

当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 10 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」においてお知らせ致しました判決について、本日、控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 当該控訴の提起があった裁判所及び年月日
東京高等裁判所 平成 24 年 12 月 18 日
2. 当該控訴を提起した者（第 1 審原告）
首都圏在住の建設従事者とその遺族 332 名（平成 25 年 3 月 14 日現在）
3. 当該控訴を提起された者（第 1 審被告）
国及び当社を含む建材メーカー 42 社

4. 控訴に至るまでの経緯

本件は、首都圏在住の建設従事者とその遺族が石綿関連疾患に罹患したのは国及び建材メーカーの責任であるとして、国に対しては国家賠償法に基づき、当社を含む建材メーカー 42 社に対しては不法行為責任及び製造物責任に基づき、総額約 120 億円の請求がなされて、東京地方裁判所において審理され、平成 24 年 12 月 5 日に、第 1 審原告らの請求のうち、第 1 審被告国に対する請求については総額 10 億 6394 万円の支払いを命じ、当社を含む第 1 審被告企業らに対する請求についてはいずれも棄却するとの判決が言い渡されました。そこで、第 1 審原告らがこの判決を不服として、東京高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

5. 控訴の趣旨

原判決中控訴人らの敗訴部分の取消しと、国及び建材メーカー 42 社に対して総額 117 億 3286 万 4000 円の支払を求めるものです（平成 25 年 3 月 14 日現在）。

6. 今後の見通し

当社としましては、控訴人らからの控訴に対して、法廷の場で適切に対応していく所存です。なお、現時点において、当社の業績への影響は不明です。今後、裁判の推移において重要な事実が生じたときは適宜お知らせしてまいります。

以 上